

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和7年11月から同年12月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年2月13日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理並びに主な事務事業の執行並びに内部統制の対象とする適正な管理及び執行を確保する必要がある事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関48箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
こども医療療育センター庄内支所	令和7年11月11日	加賀委員	柴田委員
神室少年自然の家	令和7年11月11日	海老名委員	—
最上教育事務所	令和7年11月11日	海老名委員	—
鶴岡中央高等学校	令和7年11月11日	加賀委員	柴田委員
鶴岡養護学校	令和7年11月11日	加賀委員	柴田委員
鶴岡警察署	令和7年11月11日	小松委員	海老名委員
庄内空港事務所	令和7年11月12日	加賀委員	柴田委員
庄内教育事務所	令和7年11月12日	加賀委員	柴田委員
加茂水産高等学校	令和7年11月12日	加賀委員	柴田委員
遊佐高等学校	令和7年11月12日	加賀委員	柴田委員
庄内食肉衛生検査所	令和7年11月12日	小松委員	海老名委員
産業技術短期大学校庄内校	令和7年11月12日	小松委員	海老名委員

鶴岡工業高等学校	令和7年11月12日	小松委員	海老名委員
酒田西高等学校	令和7年11月12日	小松委員	海老名委員
工業技術センター庄内試験場	令和7年11月27日	加賀委員	柴田委員
水産研究所	令和7年11月27日	加賀委員	柴田委員
消防学校	令和7年11月27日	小松委員	海老名委員
鶴岡高等養護学校	令和7年11月27日	小松委員	海老名委員
最上学園	令和7年12月3日	加賀委員	柴田委員
小国高等学校	令和7年12月3日	小松委員	海老名委員
長井警察署	令和7年12月3日	小松委員	海老名委員
庄内職業能力開発センター	令和7年12月9日	加賀委員	柴田委員
森林研究研修センター	令和7年12月9日	加賀委員	柴田委員
置賜教育事務所	令和7年12月9日	加賀委員	柴田委員
致道館中学校	令和7年12月9日	小松委員	海老名委員
新庄神室産業高等学校	令和7年12月9日	小松委員	海老名委員
庄内総合高等学校	令和7年12月9日	小松委員	海老名委員
酒田東高等学校	令和7年12月9日	小松委員	海老名委員
酒田警察署	令和7年12月9日	小松委員	海老名委員
置賜食肉衛生検査所	令和7年12月18日	加賀委員	柴田委員
飯豊少年自然の家	令和7年12月18日	加賀委員	柴田委員
高畠高等学校	令和7年12月18日	加賀委員	柴田委員
農業総合研究センター	令和7年12月18日	小松委員	海老名委員
病虫害防除所	令和7年12月18日	小松委員	海老名委員
米沢東高等学校	令和7年12月18日	小松委員	海老名委員
米沢養護学校	令和7年12月18日	小松委員	海老名委員
やまなみ学園	令和7年12月22日	柴田委員	—
鳥海学園	令和7年12月22日	海老名委員	—
内水面水産研究所	令和7年12月22日	海老名委員	—
金峰少年自然の家	令和7年12月22日	柴田委員	—
米沢興譲館高等学校	令和7年12月22日	海老名委員	—
長井高等学校	令和7年12月22日	海老名委員	—
長井工業高等学校	令和7年12月22日	海老名委員	—
致道館高等学校	令和7年12月22日	柴田委員	—
酒田光陵高等学校	令和7年12月22日	柴田委員	—
酒田特別支援学校	令和7年12月22日	柴田委員	—
庄内警察署	令和7年12月22日	柴田委員	—
米沢警察署	令和7年12月22日	柴田委員	—

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 鶴岡警察署

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの

役務費（捜査関係事項照会に要した手数料）

請求書受理日 令和6年8月15日

支払期限 令和6年8月29日

支払日 令和6年12月9日

支出額 4,840円

ロ 庄内空港事務所

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

機械整備請負契約において、整備完了後に契約保証金を徴収しているもの

庄内空港化学消防車2号オールシーズンタイヤ更新

契約締結日 令和6年7月26日

契約金額 1,413,280円

整備完了日 令和6年9月27日

契約保証金納入日 令和6年10月8日

契約保証金 141,328円

ハ 水産研究所

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

潜水作業に関して、内規の定めに従わず、事前に所長の決裁が必要なのに対しほとんどが事後申請になっているなど、管理体制が不適切なもの

ニ 森林研究研修センター

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの

水使用負担金

支払期限 令和6年5月31日

支払日 令和6年11月6日

支出額 25,000円

ホ 米沢養護学校

(イ) 公金等、公印又は文書の管理事務が適正に処理されていないもの

(内容)

学校徴収金等について、適正に処理されていないもの

各種学校徴収金等 合計1,194,508円

(ロ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

2箇月超 62件

3箇月超 50件

ヘ 酒田特別支援学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 3件 合計17,000円

主な事例は以下のとおり

高等部2年生後期現場実習

検査日 令和6年11月14日

請求書受理日 令和7年3月7日

支払日 令和7年3月21日

支出額 4,000円

b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの 26件 合計197,000円

主な事例は以下のとおり

高等部3年生後期現場実習

検査日 令和6年11月22日

請求書受理日 令和7年3月7日

支払日 令和7年3月21日

支出額 10,000円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 法令、条例、規則等に準拠せず、適正に処理していないもので、その影響が軽微なもの（やまなみ学園、庄内総合高等学校）

ロ 収入

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（鶴岡中央高等学校）

(ロ) 県証紙収入において消印のないもの又は消印の時期が適切でないもの（庄内総合高等学校）

ハ 支出

- (イ) 支払期限内に支払をしていないもの（高島高等学校、米沢養護学校）
- (ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を履行の完了確認又は検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（最上学園、遊佐高等学校）
- (ハ) 支払の遅延等により、督促手数料を発生させたもの（致道館中学校）
- (ニ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（鶴岡中央高等学校、置賜教育事務所）
- (ホ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（鶴岡中央高等学校）

ニ 契約

- (イ) 契約保証金を正当な理由もなく徴収していないなど、保証金の徴収、免除又は還付の手続が適切でないもので軽微なもの（烏海学園）